

熊本空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画

1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

(1) 熊本空港周辺の県土における景観の位置付け

熊本空港周辺地域における景観がもつ役割は、次のとおりである。

ア 熊本の「顔」にあたる。

熊本空港は県のいくつかある重要な“玄関”のうち、唯一の空の“玄関”であり、ここから熊本市街地あるいは阿蘇・天草その他県内の各地と結びついている。このことから空港周辺を含む当地域の景観は県民のみならず熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本を大きく印象付けるものとなる。

イ 熊本のイメージを代表する景観の要素をもっている。

高遊原台地から益城台地・白水台地にかけての一带は、なだらかな地形の中で良好な畑地が広がり、さらに背景となる阿蘇外輪の自然景観に溶け込み、雄大な熊本（阿蘇）の景観のイメージを代表している。

ウ テクノリサーチパーク等、自然と調和した地域振興を図る必要がある。

熊本県の振興策の一環として、セミコンダクタ・フォレスト構想をはじめ3つのフォレスト構想（セミコンダクタ、ものづくり、バイオ）があり、このテクノリサーチパーク周辺地域は交通の要所であることから、構想の核の一つともなる地域である。

真の地域の発展は、開発に当たって環境との調和が図られてこそ、持続性のあるものとなり、また住民福祉の向上にもつながるものと考えられる。このため、当地域の真の活性化、振興を図るためには、快適な環境の整備を図る必要がある。

(2) 景観形成に当たっての基本的方向

熊本空港周辺の県土における景観の位置付けを踏まえ、当地域における良好な景観形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な考え方とする。

熊本空港及び周辺地域へのアクセス道路沿道の景観は、県下各地域からこの地を訪れる県民のみならず、観光客をはじめ熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本に対する印象を左右する。すなわち、熊本における“玄関”にあたり“顔”の一つになるものである。このことから、熊本の“玄関”にふさわしい風格のある景観形成を図る必要がある。

更に、当地域は、空港を中心とした交通の要所であり、このことは必然的に関連産業の立地を産むものである。今後もテクノリサーチパーク等への企業の進出による地域の発展が望まれる。

このため、これら産業施設等の立地が、自然と調和のとれた潤いのある地域の発展となるような景観形成を図ることが求められる。そして、祖先から受け継がれ培われてきた当地域の景観を大切にし、さらに良好な景観の創造により、当地域が潤いのある環境となり、他に誇れるものとなるような景観の形成を図る必要がある。

ア 田園景観の保全を図る。

当地域は、阿蘇外輪のふもとの部分にあたる洪積台地であり、有明海に向かってなだらかに広がる畑地の景観は、熊本の田園景観の一つとして特徴付けられるものであり、熊本の景観を代表するものの一つである。このことから、この田園景観の保全を図る。

イ 樹林の保全を図る。

当地域は、なだらかな台地の雑木林の開拓により形成された田園ゾーンであり、高遊原台地の周囲を囲む斜面や谷筋に残された樹林や畑の間に植えられた防風林などの樹林が田園に緑によるふちどりをそえ、四季を通じて当地域を緑豊かな景観にしており、当地域の景観の質を高めている。このことから、これら樹林の保全を図る。

ウ 阿蘇外輪への眺望をいかす。

当地域から阿蘇の外輪へなだらかに連なることにより、雄大な阿蘇の外輪の眺望が当地域からの景観を特徴付ける重要な要素となっている。この眺望を生かすような景観の形成を図る。

エ 高い視点場からの眺望を考慮した景観の形成を図る。

当地域は、阿蘇外輪あるいは航空機といった高い視点からの眺望がきくことから、このような上からの景観に十分配慮した景観形成を図る。

(3) 景観形成を図る上での基本方針

地域の特性を生かした景観形成を図るため、景観の事象の共通性により図-1 のように当地域の景観の類型を行う。

そして、この類型ごとにおける景観形成の基本方針を次のとおりとする。

景観類型 によるゾ ーニング	地 区 区 分	景 観 形 成 の 基 本 方 針
空 港 周 辺 ゾ ー ン	共 通	<ul style="list-style-type: none"> 空からの県の玄関である空港を核として、周辺にはテクノリサーチパーク、大学研究施設及びゴルフ場等といった施設が樹林と田園景観に調和が図られて立地している。更にこのゾーンは、高遊原台地の突端にあり、遠く阿蘇外輪への眺望に優れており、それが熊本を代表する景観の一つともなっている。今後この周辺においては、テクノ関連施設あるいは空港関連施設の立地が考えられるが、それら施設の永続性ある立地のためには、良好な環境形成が必要であり、それが今ある景観を活かし、新たな景観を生み出すこととなる。 このため、このゾーンにおいては阿蘇外輪への眺望に配慮するとともに、自然と調和が図られた施設立地を促すものとする。
	A-1	<ul style="list-style-type: none"> この地区は、施設中心の地区であり、今後とも空港関連施設等の立地が考えられる。 新たにつくられる施設については、自然と調和したものとする。
	A-2	<ul style="list-style-type: none"> 田園景観を基調とする中で、先端農業関連施設の立地が考えられるが、視界の広がりやを壊さないような施設とする。
樹 林 ゾ ー ン	共 通	<ul style="list-style-type: none"> 空港周辺ゾーンを取り巻くような形で樹林ゾーンがあり、緑に包まれた空港のイメージづくりに貢献している。 特に、高遊原台地の縁辺部の斜面に常緑樹を中心とした樹林地があり、景観を構成する重要な要素となっている。 これら空港周辺を取り巻く樹林は近景とその先の遠景を連続的につなぐ役割をもつ。 このことから、これら樹林においては、樹木の伐採を控えるとともに、伐採後はできるだけ速やかに植栽する等により、緑の景観の保全を図るものとする。
	B-1	<ul style="list-style-type: none"> 高遊原台地を縁どるように形成された杉、シイ、カシ等緑の濃い地区であり、熊本市あるいは大津台地（菊陽町、大津町）から、空港方面へ向けての眺望を緑豊かなものとするとともに、阿蘇外輪（遠景）に対し、中景として景観の層を構成している。 斜面緑地として、緑の視覚効果が高い地区であり、緑の保全を図るものとする。
	B-2	<ul style="list-style-type: none"> 樹林と畑地が混在している地区である。視覚的には樹林のウェイトが高い地区である。 B-1と異なり、クヌギ、コナラ等落葉樹の比率の高い樹林であり、四季の変化が顕著となる地区である。 この地区は、空港から阿蘇へ向けての眺望においてB-1と同様、緑の縁どり効果としての働きを持っている。 畑地と樹林の調和を図りつつ、雑木林の保全を図るものとする。

景観類型 によるゾ ーニング	地 区 区 分	景 観 形 成 の 基 本 方 針
樹 林 ゾ ー ン	B-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砂川沿いの谷部に形成された樹林である。 ・ 田園ゾーンのC-3とC-4を景観的に区切る役割を担っており、当地域の景観のポイントともなっている。 ・ 新空港線（県道熊本益城大津線）からの景観においてC-3（比較的集落等の市街地の見える田園ゾーン）とC-4（集落がなく建築物等が点在している程度の田園ゾーン）とを仕切り、かつ、つなぐ効果をもっていることから、これら樹林の保全に努めるものとする。
田 園 ゾ ー ン	共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周辺ゾーン並びに樹林ゾーンを取り囲み、当地域における景観の広がりをもたらすものとなっている。 ・ 農業県熊本を象徴する雄大な田園的広がりを象徴するゾーンである。 ・ ほ場整備等が行われた優良農地であり、農地とし保全に努めるものとする。
	C-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白川に向けて北方向に緩やかに下がっており、視界が大きく広がり、大津台地から鞍岳方面までの遠景と一体となっており、当地域の景観を特徴付けている。 ・ 田園的広がりを壊さないものとする。
	C-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高遊原台地の斜面緑地である樹林ゾーンB-1と一体となっており、これら自然景観を形成している地区である。 ・ 樹林ゾーンと一体となった田園の景観の保全に努めるものとする。
	C-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園の広がりの先に戸島山周辺の集落、あるいは益城の集落等がこの地区の景観を構成しており、しかも熊本都市圏中心に近いことから今後、施設の立地が考えられるが、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図るものとする。
	C-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備が行われた優良農地の地区であり、田園の広がりとともに、遠景とし阿蘇外輪、九州山地、中景として高遊原台地の斜面緑地が視界に入り、全体として緑あふれた多様な景観の地区となっている。 ・ 田園景観の保全に努めるとともに、遠景に配慮するものとする。

2 景観形成のための基準の策定指針に関する事項

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準については、次の観点に立って定めるものとする。

行 為	基 準 の 策 定 指 針
建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	建築物、工作物が田園や樹林の緑を基調とした周辺の景観ならびに遠景となる阿蘇外輪や肥後台地の景観との調和が図られるものとする。
木竹の伐採	木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であることから、保全が図られるものとする。 伐採が必要な場合、植栽等による復元に努める。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵された物品が周辺の自然景観になじむような措置を講じる。
鉱物の掘採又は土石等の採取	行為後の地形並びに立地する施設が周辺の景観になじむものとする。
土地の区画形質の変更	
屋外における自動販売装置の設置	周辺の自然景観となじむものとするとともに装置の周辺が乱雑にならないものとする。
広告物の設置又は外観の変更	過度な広告表現による不調和をなくし、周辺の自然景観、田園景観との調和、更に、建築物、工作物及び他の広告物との調和が保たれるものとする。

3 景観形成のための指導、助言及び勧告に関する事項

当地域は優良な農地によりなる田園の広がり斜面を中心として、緑視効果の高い樹林が空港を緑あふれた景観にしている。更に、当地域に点在する集落は古くから樹木に囲まれ特色のあるものとなっている。

これらが、当地域の生活環境を潤いあるものとし、また、このことが空港を中心とした当地域を訪れる人々にすばらしい景観をもたらしている。このことから、当地域の景観の形成のための指導、助言及び要請を行うに当たっては、次の観点に立って行うものとする。

- (1) 農地の保全に努める。
- (2) 樹林の保全に努める。
 - ・ 樹木は可能な限り伐採を行わないように努める。
- (3) 周辺の景観との統一性に努める。
 - ・ 建築物、工作物あるいは広告物等の位置、外観等について基調となるものを統一し、周辺の景観との調和を図るなかで、個性を出すものとする。

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準

		空港周辺ゾーン		樹 林 ゾ ー ン			田 園 ゾ ー ン				
		A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	C-3	C-4	
建	位 置	(道路からの位置)	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道沿いに空間を確保するものとする。 ・県道の道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。		・県道の道路境界から10m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。			・県道の道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。			
		(隣接地からの位置)	(2) 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 ・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すように努める。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。								
		(配 置)	(3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4) 遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれる位置とする。								
	外 観	意匠・形態	(1) 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。 ・この地域を取りまく樹林に調和し、阿蘇外輪への眺望を乱さないものとする。		・樹林との調和を図るものとする。			・田園の広がりのある景観を保つものとする。			
			(2) 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山なみの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮するものとする。								
			(3) 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。更に、上空からの景観にも配慮したものとする。								
			(4) 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設ける。建築物の中に取り込む、又は覆いをするなどすっきりしたものとし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。								
			(5) 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。								
			(6) 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮するものとする。								
	物	規 模	(1) 基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めるものとする。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。								
(2) 高さをできるだけ抑えて、遠景との調和に配慮するものとする。 ・特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めるものとし、その他の地域についても、この基準に配慮するものとする。											
観 彩		材 料	(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。								
			(2) 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。								
		色 彩	(1) 外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。								
			(2) 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。								
敷地の緑化	(3) 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。										
	(4) 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。										
	(1) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すものとする。										
	(2) 敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めるものとする。										
	(3) 駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるように努めるものとする。										
	(4) 敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めるものとする。										
	(5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めるものとする。										
工 作 物	<さく・塀>	(1) 道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うものとする。(できる限り生垣とするように努めるものとする。)									
		(2) 高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観と調和したものとする。									
	<擁 壁>	(1) 使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との調和を図るものとする。(できる限り自然のり面とし緑化を施すものとする。)									
		(2) 高さや形状は、周辺の景観と調和したものとする。									
	<記 念 塔>	(1) 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めるものとする。									
		(2) 色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるものとする。									
		<電波塔・物見塔等>									
		<煙突>									
		<高架水槽>									
		<鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱>									
<観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等遊戯施設> <アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント等製造施設> <石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設> <自動車車庫の用に供する立体的収納施設> <汚物、ごみ処理施設等>	(1) 道路からできるだけ後退させた位置とする。										
	(2) 色彩は周辺の景観、特に緑と調和が図れるものとする。										
	(3) 高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り簡素でスッキリしたものとし、周辺の景観に調和するものとする。										
	(4) 敷地の周囲の緑化に努めるものとする。										
<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	(1) ルートについては、周辺の景観に対し配慮するものとする。										
	(2) 県道沿いにはできるだけ設けないように努めるものとする。										
	(3) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。										

	空港周辺ゾーン		樹 林 ゾ ー ン			田 園 ゾ ー ン			
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	C-3	C-4
<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	(4) 県道の電線の横断はできるだけ避けるものとする。横断が必要な場合は、地中化に努めるものとする。								
	(5) 電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。								
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1) 木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるものとする。								
	(2) 木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。								
	(3) 高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すように努めるものとする。								
	(4) 伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。								
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	緑地効果の高い樹林であることから、努めて伐採を行わないものとする。特に道路から20mの範囲については、伐採を行わないよう努めるものとする。								
	必要な場合は、伐採後速やかに同一樹種の植栽による復元措置に努める。								
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すように努めるものとする。								
	(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めるものとする。								
鉦物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(3) 敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配植し、修景に努めるものとする。								
	(1) 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。								
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(2) 行為中において、できるだけ周辺の景観と調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めるものとする。								
	(3) 行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるものとする。								
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(4) 鉦物の掘採及び土石の採取に直接関係のない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めるものとする。								
	(1) 極端な地形の変更が行われないように努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるものとする。								
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(2) 土地の区画形質の変更においては、大きな法面・擁壁が生じないように努める。								
	(3) 道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるように努めるものとする。								
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(4) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるように努めるものとする。								
	(5) 法面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努め、景観の向上を図るものとする。								
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(6) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。								
	敷地の外周については、できるだけ保全につとめ、敷地内についても修景のための緑化を行うものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(7) 照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化を図るよう努めるものとする。								
	(1) 道路からできるだけ後退した位置とし、その敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(2) 自動販売装置が複数になる場合においては、乱雑とならないように配置するものとする。できるだけまとめて、周辺の景観に調和した材質の屋根・壁で覆い修景を図るよう努めるものとする。								
	(3) 空カン、クズ等が周辺に散らばって、乱雑とならないような措置を講ずるものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(4) 付属する電柱、電線についても、周辺の景観の調和に配慮するものとする。								
	(1) 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(2) しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないように努めるものとする。								
	(3) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(4) 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。								
	(5) ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(6) 蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。								
	(7) 屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(8) 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるように努めるものとする。								
	(9) 突出広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るように努めるものとする。								
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(10) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。								
	(11) 広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。								

